

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ（第28回）

議事要旨

日時：令和4年9月28日（水曜日）10時30分～12時00分

場所：オンライン開催

出席者

有田委員、大石委員、金子委員、川村委員、小山委員、斉藤委員、笹尾委員、篠木委員、田中委員、田辺委員、玉谷委員、中田委員、西尾委員、馬場委員、保谷委員、町野委員

議題

1. 座長互選
2. 容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率等について

議事概要

■座長互選

出席委員の互選により、斉藤委員が選任された。

■容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率等について

委員からの以下の指摘事項を精査し、座長に御確認いただくこととなった。

- ガラスびん（その他の色）の算定係数を試算したところ、1を超える値となった。その要因として、再商品化見込量が昨年度に比較して増加していることが挙げられる。再商品化事業者数が増えていない状況で、再商品化見込量は前年度より増加していることについて、数値の精査を願いたい。
- ガラスびん（その他の色）の排出見込量は前年度から減少した結果が得られているが、環境省が公表している資料によると、市町村の分別収集量は前年に比べて増加している。このトレンドに違いについて御教示願いたい。
- プラスチック製容器包装の再商品化見込量の算定には、リサイクラーの設備能力に依るものと理解しているが、その点からすると、今回提示された見込量は、現場の実処理能力よりも過大に感じる。その理由を御教示願いたい。

その他、委員からの主なコメント

■容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率等について

- 紙製容器包装のみ、分別収集見込総量から、市町村の独自処理量を差し引いたとあるが、他の特定分別基準適合物の数値の考慮は実施されないか。
- 分別収集見込総量及び再商品化見込量のいずれか少ない量を基礎として再商品化義務

量が算定されるが、今後、プラスチック資源循環促進法の施行に伴って回収される製品プラスチックの影響を踏まえた数値の精査は必要ではないか。

- プラスチック製容器包装を分別収集している自治体で、焼却等の処理方法ではなくリサイクルされた場合に独自処理ルートになると認識して良いか。
- 店頭回収の取組の促進に当たり、消費者の協力が不可欠であり、製造者等が販売した製品はどのようにリサイクルされたか、また、その効果等を可視化させることが重要であると考えている。

問合せ先：

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課

電 話：03-3501-4978

F A X：03-3501-9489